

案件（3）市民・利用者アンケートの分析に係るゾーン設定（案）について

- ◇平成 28 年度に実施した市民アンケート及び路線バス利用者アンケートを分析し、市内の交通行動の地域特性を捉まえるにあたり、同じトレンドをもつ地域をゾーンとしてまとめる必要がある。
- ◇アンケート分析の基礎となるゾーン設定方法とゾーン設定（案）について確認・議論いただきたい。

1. ゾーン設定（案）について

- ◆ゾーンを設定にあたっては、市内・市外近接の各駅を中心とした駅勢圏を基本としたエリアをひとつのゾーンとしてまとめ、その他、地形や幹線道路等を境界とし、アンケート結果等から、各地域ごとの傾向を捉まえ、市内を 16 ゾーンに設定した。

2. ゾーン設定方法（案）

STEP 1：駅勢圏

- ◆駅勢圏は、駅を中心に半径 800m^{※1}の区域内に含まれる町丁目とする。
- ・町丁目域の面積の 50%以上が含まれる場合に駅勢圏とする。
 - ・山間地域等では、町丁目内で主要な居住地エリア（居住可住地）が駅勢圏に含まれていれば、当該ゾーンに含める。
 - ・駅勢圏は、箕面、牧落、桜井、石橋、彩都西、豊川、（仮称）新箕面、（仮称）箕面船場の各駅を対象とする。

※1 「都市構造の評価に関するハンドブック」（国土交通省）において、駅勢圏の徒歩圏域は、鉄道駅から半径 800m と設定。（箕面市立地適正化計画と同基準）

STEP 2：駅勢圏の重複

- ◆複数の駅勢圏が重複する地域は、アンケート結果から、重複する駅勢圏のうち、いずれの駅への移動意向が高いかで判断。

STEP 3：現行バス路線・地形・幹線道路等の考慮

- ◆駅勢圏に含まれない地域は、現行のバス路線の運行状況、地形（幹線道路等も含む）を考慮。

STEP 4：アンケート結果による調整

- ◆その他、再編後の必要な行き先等のアンケート設問結果等を考慮し、鉄道駅への移動意向により同傾向の地域をまとめて調整。